

## 中小企業における事業承継

弁護士 富川 諒



弁護士

富川 諒  
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉  
神戸大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2015年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(68期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

### 1 はじめに

「そろそろ第一線を離れ、誰かに事業を継いでもらいたいが、どうすればよいのか…。」

このような悩みを抱えている経営者の方も多いのではないかと思えます。事業承継を行うにあたっては、後継者の選定、相続人間の争いの回避、相続税対策等様々な事項を検討する必要があります。場合によっては、所有と経営を分離して承継させることもあるでしょう。

また、「中小企業における事業承継」といえば、親族に事業を承継させるというイメージが強いと思いますが、近年では、親族以外の第三者に対し事業承継を行うケースも増加傾向にあります。

そこで、本稿では、親族内承継を行う場合に問題となりやすい事項をご紹介の上、役員・従業員に対する事業承継及び社外への事業承継について簡単にご紹介させていただきます。

### 2 親族内承継

- (1) 親族に対し事業承継を行う場合には、後継者の選定・育成が重要であることはもちろん、株式の集中、後継者以外の相続人に対する配慮、後継者の資力、税金対策及び債務・保証・担保の承継等の様々な問題を検討する必要があります。以下、親族内承継に際して問題となりやすい事項をご紹介させていただきます。
- (2) 後継者が安定的に会社を支配するためには、株式を集中させることが必要です。株主総会において重要事項を決定するためには、少なくとも発行済株式の3分の2以上の株式を取得する必要がありますといえるでしょう。株式取得の方法としては、株主との合意、会社による相続人に対する株式売渡請求、特別支配株主の株式等売渡請求等様々な方法があります。現状に適した方法を選択し、株式の集中を図りましょう。また、名義株が存在する場合にはその対応も必要となりますので、ご注意ください。
- (3) 後継者以外の相続人に対する配慮も重要です。民法上、兄弟姉妹以外の相続人には遺留分(兄弟姉妹以外の相続人が最低限相続できる財産です。)があるため、遺留分を侵害するような生前贈与や遺言を行ってしまうと、相続人間の争いが生じることになりかねません。他の相続人の遺留分放棄が可能であれば問題ありませんが、そうでなければ、後継者以外の相続人の遺留分を侵害しないよう財産処分を行う必要があります。
- (4) 株式及び事業用資産の移転については、贈与・相続が用いられるケースが一般的ですが、この場合、多額の贈与税・相続税が発生する可能性がありますので、その対策を講じる必要があります。例えば、暦年課税贈与、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度や小規模宅地等の特例等の制度を利用することで贈与税・相続税対策を図ることが考えられます。
- (5) 会社の借入について経営者が連帯保証人となっていたり、経営者所有にかかる不動産を担

保に供している場合には、これらを処理する必要があります。この対応を怠れば、例えば経営者個人が負担する債務や担保について、相続人間で争いが生じることにもなりかねません。金融機関等の債権者と協議を行うなどして、適切に処理する必要があります。

- (6) 以上ご紹介させていただきました問題点は、あくまで一例に過ぎません。会社や経営者の現状を適切に分析し、一つずつ丁寧に対応することが肝要です。

### 3 役員・従業員承継

役員・従業員承継の手法としては、MBO(役員による株式取得)、EBO(従業員による株式取得)というように、有償の譲渡により株式・事業用資産の承継が行われることが多く見受けられます。

役員・従業員に対して事業を承継させる場合でも、親族内承継の場合と同様、後継者の選定・育成、資金調達、株式の集中及び債務・保証・担保の承継といった問題が生じますが、「有償」で株式等を取得する以上、特に、後継者の資金調達が高いハードルとなります。この点については、従来は金融機関からの融資による方法が一般的でしたが、近年では、ファンドやベンチャーキャピタル等からの投資によって、MBO・EBOを実行する事例も増加傾向にあります。

また、現経営者の親族との関係を調整する必要もあるでしょう。場合によっては、無議決権株式や優先株式等を利用することで、親族との関係を調整することも考えられます。

### 4 社外への承継(M&A等)

社外への承継方法としては、株式譲渡、事業譲渡、会社分割及び合併といった方法が挙げられます。

買主としては、対象会社がどのような問題を抱えているかを確認することになります。承継方法により監査の対象・範囲は異なりますが、一般的には、組織面、取引関係、人事労務、資産・負債、ファイナンス、知的財産関係、訴訟・紛争、環境その他潜在的債務の有無といった項目について網羅的に検討がなされることとなります。

売主としては、買主による監査に協力することも重要ですが、そもそも、当該監査で致命的な問題が発見された場合には事業承継自体が破談することにもなりかねません。事業承継をスムーズに実行するためにも、経営者自身において自社の問題点を予め発見しておき、株主の整理や現状に合わせた社内整理、不要な資産の処分等を行うことが望ましいといえるでしょう。

### 5 最後に

以上のとおり、一口に事業承継といっても、その対象や方法は多岐にわたっており、問題となり得る事項は数えればきりがありません。経営者としては、早い段階から専門家と協議し、計画的な事業承継を行うことが肝要です。